

## 4 知的障害の判断基準(抄)

※ 平成17年度に厚生労働省が実施した、知的障害児（者）基礎調査における用語の定義の抜粋である。

### (1)知的障害

「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。

なお、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下のとおり。

次の（a）および（b）のいずれにも該当するものを知的障害とする。

（a）「知的機能の障害」について

標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数が概ね70までのもの。

（b）「日常生活能力」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記1）のa、b、c、dのいずれかに該当するもの。  
(※別記1省略)

### (2)知的障害の程度

以下のものを、基準として用いた。

\* 知能水準がⅠ～Ⅳのいずれに該当するかを判断するとともに、日常生活能力水準がa～dのいずれに該当するかを判断して、程度別判定を行うものとする。その仕組みは下図のとおりである。

#### ●程度別判定の導き方

| 生活能力 \ IQ     | a       | b | c | d |
|---------------|---------|---|---|---|
| I (IQ 20以下)   | 最重度知的障害 |   |   |   |
| II (IQ21～35)  | 重度知的障害  |   |   |   |
| III (IQ36～50) | 中度知的障害  |   |   |   |
| IV (IQ51～70)  | 軽度知的障害  |   |   |   |

#### \* 知能水準の区分

Ⅰ ……概ね20以下

Ⅱ ……概ね21～35

Ⅲ ……概ね36～50

Ⅳ ……概ね51～70

身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する場合で、日常生活において常時介護を要する程度のものは一次判定を下記のとおり修正する。

・最重→最重   ・重→最重

・中→重